

第3回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和3年8月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 南部部長・遠藤副部長・中村委員・久米博委員・吉岡委員・阪井委員・竹内委員・久積委員・山本委員・高谷委員・尾崎委員・井出委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 久米寛治委員・岡部委員・幸田委員・森委員・厚田委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案書の訂正を申し上げます。
議案書の5ページをお開きください。第3号議案No.1、土地の所在地「長生町海部屋敷3-2」は併せて利用する土地になるため削除してください。
議案書の7ページをお開きください。第5号議案No.1、貸付人住所の○○○○の後に「○○○○○」を追記してください。
議案書の14ページをお開きください。第5号議案No.14の内、土地の所在地「楠根町高曾根105の一部」の登記面積が「158㎡」となっておりますが、正しくは「218㎡」です。また、全体の申請面積が「2,591㎡」となっておりますが、正しくは「2,621㎡」です。
- 南部部長 (部長挨拶)
それでは第3回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は新野地区の中村委員と見能林地区の吉岡委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。

南部部長 それでは椿地区からご報告します。椿地区は8月20日に事務局において福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 それでは福井地区からご報告します。福井地区は8月20日に事務局において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

南部部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は8月18日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.2・No.3は取下としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、桑野地区お願いします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は8月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、見能林地区お願ひします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区今回議案はございません。

南部部長 次に、富岡地区お願ひします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は8月20日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、宝田地区お願ひします。

竹内委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区今回議案はございません。

南部部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は8月19日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.1は不許可としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

事務局 議案書5ページの第3号議案No.1の不許可についてですが、当該申請地

については、平成30年12月10日付けで資材置場に転用する目的で申請がありましたが、申請より前に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得していたことから、資材置場に供する確実性について弁明を求めましたが、それに応じなかったことから、令和元年5月27日付けで不許可としていました。

その後、計画が変更され、令和3年2月10日付で太陽光パネルを設置し、その下部で水稻を栽培する目的で申請がされました。長生地区部会で事前審査を行いました。申請者は耕作の意思を示す反面、申請地を含め所有地の全てが耕作放棄地状態となっており、多面的機能支払交付金で地域の者が代わりに草刈りを行っている現状であること。申請地の全面には錆びたビニールハウスのパイプが残っており、直ちに、水稻の栽培ができるような状況でないこと。また、申請者は長距離トラックの運転手をしており、家を空けることが多く、家族も無く、近所付き合いがないので手伝ってくれる人も無い状況であるため、営農自体ができるのかという問題があること。

このような状況から、長生地区の推進委員が少しでも営農に供せる状態にするよう指導を行うことで、令和3年2月25日の農地部定例会では継続審査としましたが、それから1か月間全く手付かず状態であったため、申請者には営農に供することが確実と判断できるように改善された後に、再度申請を行ってもらおうということで、令和3年3月25日の農地部定例会で不許可と判断し、県農業会議常設審議会で諮問する予定でしたが、令和3年4月12日付で取下げ願いが提出されたため、令和3年4月26日の農地部定例会で承認しました。

申請者には営農に供することが確実と判断できるように改善され、地区の農業委員及び推進委員が確認した後に、再度申請を行ってもらうことになっていましたが、今回、確認の相談も無く、別紙写真のような状況で再度申請がありました。ビニールハウスのパイプが撤去できていないこと。申請地に隣接した農地（ビニールハウスのパイプが残っている所）と高さが同じで、その境には畝等も無いことから水がはけないこと。農機具も何年もの間、野ざらしで稼働するか確認されていないこと等から、営農に供することが確実と判断できるように改善されたとは言い難いため、再度、不許可と判断しました。

南部部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤副部長 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は8月19日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は8月17日に大野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、加茂谷地区お願いします。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は8月20日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は8月16日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は8月20日に羽ノ浦支所にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

遠藤副部長 議案書の7ページ、第5号議案No.2の内、土地の所在地「羽ノ浦町中庄池ノ上44-2」と議案書の54ページ、第5号議案No.128の内、土地の所在地「羽ノ浦町中庄池ノ上45-1」となっておりますが、誤りではありませんか。

事務局 書類を確認したところ、議案書の7ページ、第5号議案No.2の内、土地の所在地「羽ノ浦町中庄池ノ上44-2」が誤っており、正しくは「羽ノ浦町中庄池ノ上45-1」です。修正をお願いします。

南部部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長 報告します。第3回農地部定例会議案については、第3号議案No.1については不許可、第4号議案No.2・No.3については取下、その他については承認です。

南部部長 ただいま事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

南部部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

南部部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 なし

南部部長 以上をもちまして、第3回農地部定例会を閉会いたします。次回は、9月27日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会